

障害のあるお子さんのために



児童発達支援



▶障害のある未就学のお子さんを持つ方が利用できます。
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
利用できる事業所や、申請に必要な書類などについては、障害福祉課までお問い合わせください。

☎ 障害福祉課 ☎443-2207

医療型児童発達支援



▶障害のある未就学のお子さんを持つ方が利用できます。
児童発達支援及び治療を行います。
利用できる事業所や、申請に必要な書類などについては、障害福祉課までお問い合わせください。

☎ 障害福祉課 ☎443-2207

居宅訪問型児童発達支援



▶障害のあるお子さんを持つ方が利用できます。
重度の障害により外出することが困難と認められるお子さんに、自宅で児童発達支援、放課後等デイサービスの支援内容を行います。
利用できる事業所や、申請に必要な書類などについては、障害福祉課までお問い合わせください。

☎ 障害福祉課 ☎443-2207

保育所等訪問支援



▶障害のあるお子さんを持つ方が利用できます。
支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
利用できる事業所や、申請に必要な書類などについては、障害福祉課までお問い合わせください。

☎ 障害福祉課 ☎443-2207

放課後等デイサービス



▶障害のある小学生から高校生のお子さんを持つ方が利用できます。

放課後や長期休暇中において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
利用できる事業所や、申請に必要な書類などについては、障害福祉課までお問い合わせください。

☎ 障害福祉課 ☎443-2207

短期入所



▶障害のあるお子さんを持つ方が利用できます。
介護者の疾病その他の理由により、お子さんの介護が一時的に困難になった場合、宿泊を伴う短期間の入所をさせ、入浴・排泄および食事等の介護を行います。
利用できる事業所や、申請に必要な書類などについては、障害福祉課までお問い合わせください。

☎ 障害福祉課 ☎443-2207

日中一時支援事業



▶障害のあるお子さんを持つ方が利用できます。
地域生活を豊かにするための本人支援や、家族の負担を一時的に軽減することを目的に、お子さんの一時的預かりをします。
利用できる事業所や、申請に必要な書類などについては、障害福祉課までお問い合わせください。

☎ 障害福祉課 ☎443-2207



富山市恵光学園 (児童発達支援センター)



心や身体に発達の遅れが心配されるお子さんに早期療育を行い、情緒の安定、日常生活の自立、運動発達、生活習慣の確立、集団参加の意欲を促し、将来社会の一員として自立できるように支援します。
また、他機関との連携を取りながら、早期発見、療育、機能訓練をすすめ、療育センター的役割を果たします。
入園については、学園にご相談ください。

▶所在地 石坂新950-1

☎ 富山市恵光学園 ☎431-5828

●生活訓練

衣服の着脱や食事、排泄など生活習慣の自立指導、安全や衛生、健康への指導を行います。

●プレイセラピー

自由遊びを通して、その遊びの中に現れてくる心の動きの理解に努め、尊重しながら集団の中で社会性、言語などを伸ばす治療教育を行います。

●ファミリーサポート

適切な療育には、家族の理解が大切です。保護者への支援を重視し、各行事、研修会などへの参加と交流、学習を深めてもらうなど適正な支援をします。

●ポータージ早期教育プログラムによる個別指導
保護者がお子さんの発達の度合いを正しく知り、早期療育していくための家庭プログラムで、チェックリストをもとに指導目標を選び、達成されるよう支援指導します。

●交流保育

『障害のある子もない子と共に育つ』を基本に隣接の保育園児と遊んだり、色々な行事を行います。

●機能訓練

お子さんの障害に応じ、小集団生活の中で、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訓練を行います。

●障害児相談支援事業

家庭や地域へ訪問したり、電話・面接などで療育に関する相談・助言や各種福祉サービスの調整・通所支援

利用計画の作成などを行います。

▶相談時間 8:30～17:00(土・日休み)

☎ 富山市恵光学園 ☎431-5501

こども発達支援室



心や身体が発達が気になるお子さんの乳幼児期から早期支援と、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。
利用については、こども発達支援室にご相談ください。

▶所在地 総曲輪四丁目4-8

富山市まちなか総合ケアセンター1階

☎ こども発達支援室 ☎461-5470

●乳幼児発達支援相談事業

成長や発達が気になる乳幼児を持つ保護者から相談を受け、早期かつ専門的な対応を行い、乳幼児の発達の促進、保護者の支援を行います。

●発達障害児相談支援事業

自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠如・多動症等の発達障害を有する子どもとその保護者の相談に応じます。また、定期的に保護者サロンや研修会を行っています。

●事業者のネットワークづくり事業

医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関及び団体等がネットワークの強化を図り、ライフステージに応じて障害児とその保護者が安心して地域で生活できるよう、切れ目ない支援の体制づくりをします。

特別児童扶養手当



20歳未満の身体又は精神に重度又は中度以上の障害のあるお子さんを養育している方の申請に基づき、申請の翌月から支給されます。(年3回支給)なお、養育者の所得に応じて支給制限があります。
申請については、事前に窓口でご相談ください。

☎ こども福祉課 ☎443-2249

各行政サービスセンター・地域福祉課